

北海道告示第 10545 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 6 年 3 月 29 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名

加入区名

漁船損害等補償法第 113 条第 1 項
の申出をする漁業協同組合の名称

古平郡古平町大字丸山町 31 番地

長谷川 孝博

積丹・美国・古平加入区

東しゃこたん漁業協同組合

積丹郡積丹町大字日司町 41 番地 6

中村 修

同

同